

特別養護老人ホーム第二胎内やすらぎの家
介護老人福祉施設運営規程

介護老人福祉施設運営規程

この運営規程において、社会福祉法人愛光会が開設する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)「第二胎内やすらぎの家」(以下「事業所」という。)における適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第 1 条 要介護者に対し、適正な介護福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム「第二胎内やすらぎの家」

(2) 事業所の所在地 新潟県胎内市熱田坂字長崎野 881 番地 86

(利用者の定員)

第 4 条 事業所の利用者の定員は、50人とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - (2) 医師 1人以上(嘱託、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
 - (3) 生活相談員 1人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
 - (4) 看護職員 2人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
 - (5) 介護職員 16人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)
利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)
利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (7) 栄養士 1人以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。
 - (8) 介護支援専門員 1人以上(常勤、専従)
利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに必要に応じて計画の変更を行う。
2. 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(施設サービスの内容)

第 6 条 施設サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、食事の提供、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身に状況等に応じてその処遇を妥当、適切に行うものとする。
 - (2) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - (3) 職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (4) 施設サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - (5) 身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に開催する。
また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。
2. 利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
 - ② 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施する。
 - ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。
また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会で協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告し、再発防止に努める。
3. 事業所は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の 1 割の額の支払いを受けるものとする。

2. 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1 日当り 1, 4 4 5 円

(2) 居住に要する費用

多床室 1 日当り 9 1 5 円

従来型個室 1 日当り 1, 2 3 1 円

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実費

(4) 理美容代

実費

(5) 施設サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア. 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費

イ. 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用
実費

ウ. インフルエンザ予防接種に係る費用
実費

エ. 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代
実費

オ. 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代
実費

エ. 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代
実費

3. 前第 1 項及び第 2 項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 2 号の費用についての説明及び同意は文書により行うものとする。

4. 第1項、第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について説明を行い、同意は文書により行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 8 条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用するものは、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) 利用者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 利用者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(非常災害対策)

第 9 条 事業所は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2. 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期すものとする。
3. 必要品の備蓄、緊急時の対応、地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(衛生管理等)

第 10 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2. 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的を開催すること。
- (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかに対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者などの状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、蔓延の防止に万全を期すこと。
また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。
- (5) 平時から備蓄品の確保、初動対策、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(秘密の保持)

- 第11条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
2. 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
 3. 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

- 第12条 事業所は、施設サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2. 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
3. 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
4. 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対して、いかなる差別的な取扱いも行わない。

(事故発生時の対応)

- 第13条 事業所は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
 3. 事業所は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 4. 事故発生の防止のため委員会を開催し、職員に対する研修を定期的に(年2回以上)に実施する。
 5. 上記の措置を適切に実施するため、安全対策担当者を置く。

(職員の研修)

- 第14条 事業所は、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を整備するものとする。
2. 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。
 - ア. 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施
 - イ. 継続研修 年1回以上実施
 3. 利用者に対する処遇に直接携わる職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。但し、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者などの資格を有する職員を除く。

附 則

1. この規程は、平成17年10月 1日から適用する。
 2. 従前の運営規程は、平成17年9月30日をもって廃止する。
- 附 則（平成27年5月25日）
この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。
- 附 則（令和2年3月23日）
この規程の改正は、令和元年10月1日から適用する。
- 附 則（令和3年6月17日）
この規程の改正は、令和3年8月1日から施行する。
- 附 則（令和4年5月31日）
この規程の改正は、令和4年6月1日から施行する。
- 附 則（令和6年5月30日）
この規程の改正は、令和6年8月1日から施行する。